

## 議案第九十五号

中央区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出します。

令和六年十一月二十一日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

中央区職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月中央区条例第三号）の一部を次のように改正する。  
第十五条第二項中「又は」を「、」に改め、「による介護時間」の下に「又は勤務時間条例第十六条の三第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十八条の三第一項の規定による子育て部分休業」を、「当該介護時間」の下に「又は当該子育て部分休業」を加え、同条第三項ただし書中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休業」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休業」に改める。

## 附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

## （説 明）

子育て部分休暇の新設に伴い、子育て部分休暇の承認を受けている職員が同日に部分休業の承認を受ける場合の取得時間の調整について定めるため、この条例案を提出します。